

入札説明書等に対する質問・意見(参加資格関係以外)への回答(その3)

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
1	要求水準書	6	42	12 26)	用語の定義「修繕」	経年劣化による機能低下に基づく機器更新については大小関わらず修繕業務から外れる(大規模修繕対象)との解釈で宜しいですか？ またある程度の機能を保持している機器においてもメーカーや公共機関のガイドラインによる耐用年数を越えた場合は大規模修繕の提案対象となるのでしょうか？	大規模修繕は、経常修繕を超える規模の修繕とします。
2	要求水準書	13	39	(1)④	駐車場の出入り口	「駐車場の車両等の出入り口については関係法令に遵守すること」とありますが、府道からの出入り口を上位計画で想定されていますが、交差点協議等も必要なことから、道路構造令に基づいた出入口及び駐車場設計をするという認識でよろしいでしょうか。	駐車場については、公園西側の市道(赤坂台庭代台線)から近大塚病院前交差点を使用した車両の出入りを想定しており、現在、関係機関と協議中です。出入口及び駐車場設計については、道路構造令、必要な指針等及び市との協議に基づいて行ってください。
3	要求水準書	15	19		水上デッキ	実施方針等に対する回答No.133で、デッキ等の大きさは、ため池全体の面積の25%までとされていますが、基準となるため池全体の面積はいくらになるのでしょうか。	ため池全体の面積は、原山公園再整備基本計画(案)でお示ししている19,000㎡です。
4	要求水準書	15	19		水上デッキ	ため池の水上デッキについては杭基礎が考えられますが、池底への杭打ちによる漏水リスクは市負担と考えてよろしいでしょうか。	工事期間及びかし担保期間において、事業者の責による場合は事業者負担となります。また、かし担保期間終了後は、市負担となります。
5	要求水準書	25	3		池底堆積物	池底堆積物の改良土を使用し、ため池の水面高さまで埋め立て、その上部を場内残土等で造成することは可能でしょうか。また、ため池の水面高さの定義を教えてください。	現状のため池の貯水量を減少させないことを前提に可能とします。また、基準となるため池の水面高さは、常時満水位(F.W.L)とします。
6	要求水準書	25	6		井戸	井戸の設置費用の算出にあたり、貴市実施の地盤調査の結果等、関係資料の提供をお願いします。	井戸設置に当たっての関係資料をお示しします。希望する事業者は、改めて市に資料配付の申し込みをお願いします。
7	要求水準書	44	30	ウ)	建設業務等に関する留意事項	ため池に水に関して、『農閑期』及び『農業従事者が使用する期間』を具体的にご教示下さい。	現時点では、農閑期は10月上旬から3月上旬頃と聞いております。なお、詳細な時期については、事業着手後に水利組合と協議を行っていただきます。
8	要求水準書	49	3		公園工事、建築工事	公園工事と建築工事はどのような区分となるのでしょうか。区分が曖昧な部分もあるので、公園工事と建築工事を一括で工事発注をする場合は、要件を全て満たすことを前提として、一体のものとして取扱っていただきたく存じます。	建築工事は屋外プール等施設のうち屋外プール、屋外プール諸室と屋内施設とし、その他は公園工事としています。各種基準に基づき、適切な区分けを行ってください。
9	要求水準書	64	30	イ)	業務の対象範囲	約20年の事業期間において、様々な設備の耐用年数が到来し、大規模な更新(交換)が必要となることが想定されますが、これら設備の更新作業及び更新費用は業務の対象範囲ではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	要求水準書	64	37	①	修繕に関する要求水準	大規模修繕の定義をご教示下さい。	経常修繕を超える規模の修繕とします。
11	要求水準書	64	37	①	修繕に関する要求水準	約20年の事業期間において、屋上防水や空調等の建築設備は耐用年数が到来するため、大規模な修繕工事及び設備更新が必要となることが想定されますが、これらの工事はここで指す大規模修繕に該当すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、大規模修繕は、経常修繕を超える規模の修繕とします。
12	事業契約書(案)	24	19	第68条第1項	公園施設の修繕	本条に規定される修繕若しくは更新について、設備老朽化による更新(交換)は、要求水準には含まれていないという実施方針の質問回答でしたが、仮に設備老朽化による更新(交換)を実施した場合、市の費用負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、更新前には、市との協議を実施してください。

No.	資料名	該当箇所			タイトル	質問・意見	回答
		頁	行目	項目			
13	事業契約書(案)	24	22	第68条 第1項	公園施設の修繕	『かかる修繕又は更新は全てPFI事業者が自己の責任と費用負担において、これを行う。』とありますが、これには大規模修繕は含まれないと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	事業契約書(案)	28	14	第82条 第3号	契約期間	『本事業契約の終了までに必要な改修、修繕及び更新を完了する。』とありますが、施設・設備の全部又は一部において、大規模な改修、修繕又は更新が必要なもので、明らかに耐用年数を超えており、事業計画にも記載のないものについての費用負担は、市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。